

教 学 推 第 5 8 号
令 和 5 年 4 月 2 8 日

八尾市立各学校長 様

八尾市教育委員会事務局
教 育 監 小 山 健 治

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

標記につきまして、別添（写）のとおり大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長及び教育振興室保健体育課長を通じて文部科学省初等中等教育局長より通知がありました。

つきましては、令和5年5月8日以降の本市立学校における教育活動について、下記のとおりとなりますので、貴所属教職員に周知願うとともに「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～ 文部科学省）」（以下、「マニュアル」という。）を参照のうえ、適切に対応願います。

また、令和4年5月18日付八教学給第251号通知「新型コロナウイルス 児童生徒の出席停止及び臨時休業等の対応について」、令和5年3月23日付事務連絡で示した「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）の改訂」及び市立学校における今後の教育活動については廃止となります。

なお、今後の状況により、必要に応じて変更が生じる場合があり、引き続き、追加的な連絡をする場合があることを申し添えます。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
等の措置を一時的に講じることが考えられること

2. 児童生徒の出席停止の期間について

- ・ 有症状の場合 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ・ 無症状の場合 検体を採取した日から5日を経過するまで

※同居家族等が感染した場合でも、感染が確認されていない児童生徒については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

※感染不安で休ませたいと相談があった場合の対応については、マニュアル10ページからの記載を参照のうえ、適切に対応すること

出席停止期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
児童生徒本人の感染が判明した場合		発症日の翌日 (無症状の場合は検体採取日の翌日)				
	発症	(有症状) 発症した後5日 かつ 症状軽快後1日経過まで				
	検体採取	(無症状) 検体採取日から5日経過まで				

3. 学校保健安全法施行規則の一部改正に伴う学校保健事務の変更について

新型コロナウイルス感染症が学校感染症の第二種に位置付けられたことに伴い、関係様式等の更新を行います。更新完了分は、学校園ライブラリに随時掲載します。校務支援システムに関する対応等につきましては、小学校・中学校の各システム業者と調整のうえ、改めてご連絡いたします。

○「感染症による出席停止報告書」

5月統計（6月7日までにご報告いただく分）から新様式で作成のこと

○新型コロナウイルス感染症陽性者に係る「第1種報告書」

5月8日以降の該当者については、作成・提出不要

4. その他

○八尾市立学校の学級閉鎖等の基準につきましては、別途ご連絡いたします。

○5月8日以降、インフルエンザによる出席停止後に登校を再開する際は、従来どおり「治癒証明書」の提出を求めてください。